

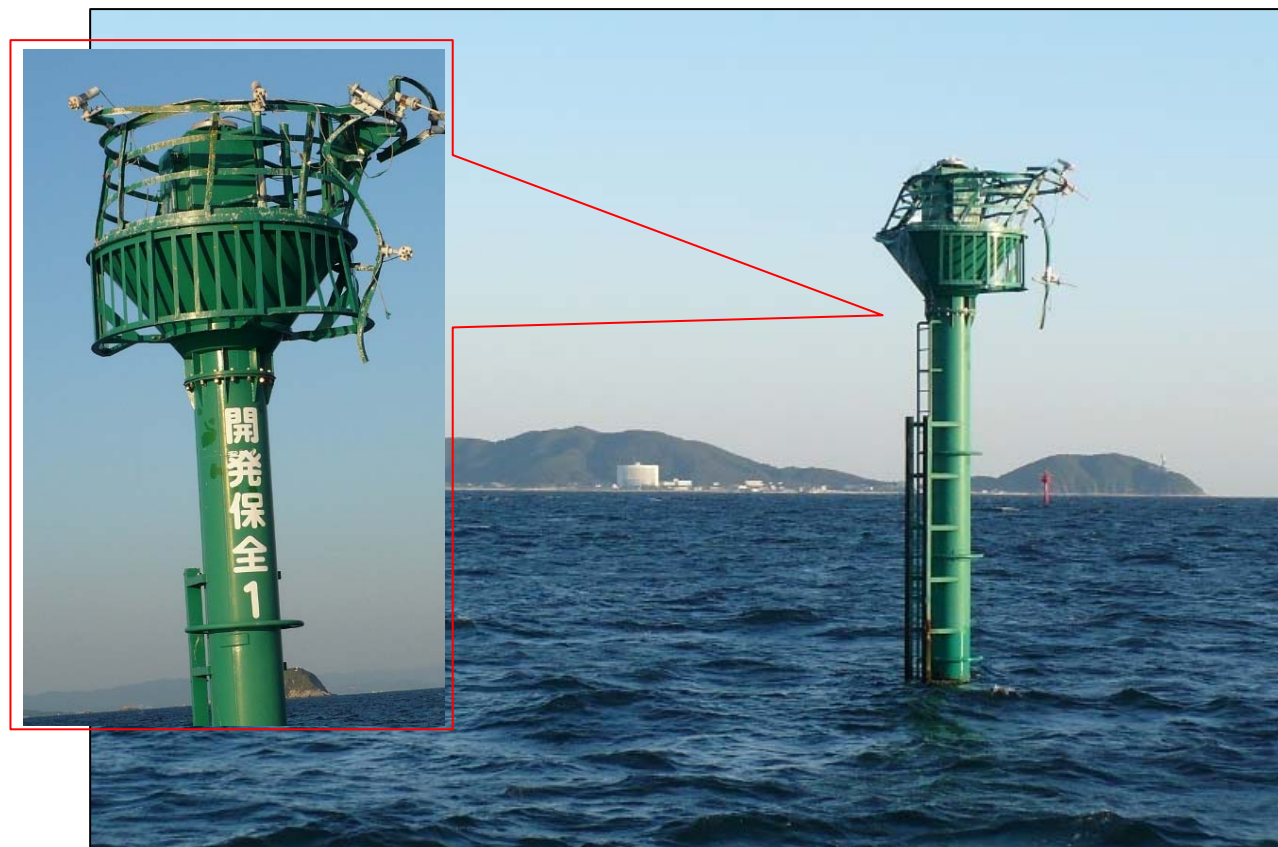
中山水道航路及び周辺海域を通航する船舶のみなさまへ

航路標識への船舶接触事故防止のお願い

平成17年から供用している中山水道航路において、同航路4隅に設置されている航路標識(灯標)の接触事故が発生しております。航路標識の損傷は航行船舶の安全運航に大きな影響を及ぼすことになるため、航路付近海域を航行する船舶は十分注意し、安全運航にご協力願います。なお、航路標識への接触事故を起こした場合、または接触事故の目撃等、異常を発見した際には、最寄の海上保安庁「118番」、または下記問い合わせ先の管理者へ連絡をお願いします。

2. 船舶接触による航路標識(灯標)損傷例

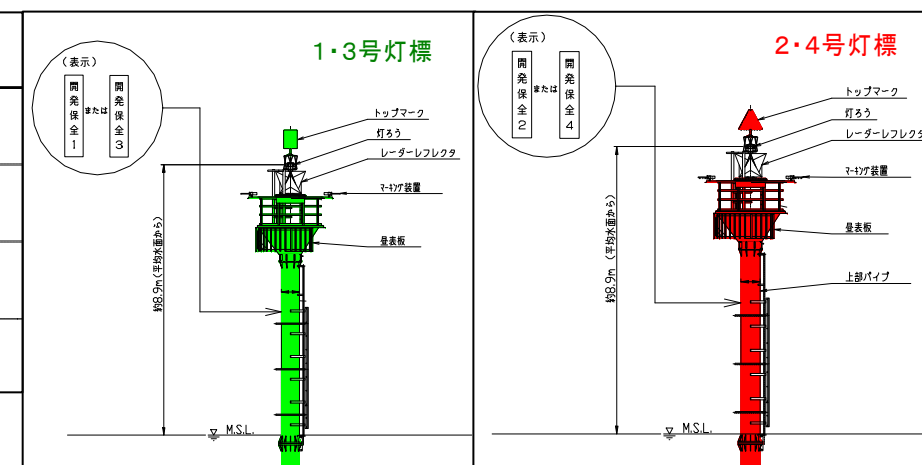
1. 中山水道航路位置・標識等、概要



【注意事項】

- 中山水道航路は、港湾法に定める開発保全航路で、海上交通安全法の適用海域内に位置していますが、航法については**海上衝突予防法**が適用されます。
- 喫水制限船**に該当する船舶は規定の灯火・形象物を表示し、十分に注意して航行してください。
また、**当該狭い水道等**は、一般船舶の通航路として利用されるとともに、好漁場として漁船にも利用される水域です。
- 当航路供用に伴い、同航路と伊良湖水道・三河港方面間における自主規制航路が設定されております。また、錨泊自粛水域も設定されており、航路至近は船舶交通の安全をはかるため、みだりに錨泊しないよう自粛願います。

灯標名	位置 世界測地系(WGS-84)	塗色	灯質
中山水道開発保全航路 第一号灯標	北緯 34°-37'-43" 東経 136°-58'-39"	緑色	群閃緑光 毎6秒に2閃光 灯高8.9m、光達距離5.0海里
中山水道開発保全航路 第二号灯標	北緯 34°-37'-25" 東経 136°-58'-55"	赤色	群閃赤光 毎6秒に2閃光 灯高8.9m、光達距離5.1海里
中山水道開発保全航路 第三号灯標	北緯 34°-38'-38" 東経 137°-00'-11"	緑色	群閃緑光 毎6秒に2閃光 灯高8.9m、光達距離5.2海里
中山水道開発保全航路 第四号灯標	北緯 34°-38'-20" 東経 137°-00'-27"	赤色	群閃赤光 毎6秒に2閃光 灯高8.9m、光達距離5.3海里



3. 問い合わせ先

航路管理者：国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所 衣浦港事務所 TEL 0569-21-2311 FAX 0569-21-2312